

地域で高齢者を見守ろう

高齢社会を迎え、介護を必要とする高齢者も多くなってきています。その介護は長期にわたることも多く、介護者の身体的、精神的負担も少なくありません。家庭における介護負担が大きくなるに伴って、家族などの養護者(介護者等)が高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が深刻な問題となってきています。高齢者虐待は、高齢者の尊厳を冒す重大な問題であり、社会全体での対応が必要です。

このような中、平成18年4月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等の法律」(高齢者虐待防止法)が施行されています。この法では、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、虐待された高齢者の保護はもちろんのこと、虐待を行った養護者(介護者等)に対しても、その負担の軽減を図るなど支援の対象としています。

高齢者虐待には、平手打ちをしたり殴ったりという「身体的虐待」のほか、「介護・世話の放棄・放任」、言葉や態度で精神的に苦痛を与える「心理的虐待」、あらゆる形態の性的な行為やその強要といった「性的虐待」、本人の合意なしに財産を処分したり、金銭の使用を理由なく制限する「経済的虐待」があります。

国における実態調査などから、虐待の背景には、認知症や重度の介護が必要な状態である場合など介護負担が大きいことや、過去の間人関係を原因とすることが多いと言われています。さらに、虐待をしている人に自覚がないことが多いことも特徴です。

また、家庭の中のように周囲から見えにくいところで高齢者虐待は起きていることが多く、高齢者自身が虐待を受けているという自覚がない場合や隠す場合もあります。

そのため、高齢者の日常の状態をよく知る近隣の方や、関係者等には、虐待が起きている状況や虐待につながる危険な状

態にいち早く気づき、予防や早期発見につなげるとともに、支援にあたっては援助者としての役割をはたしていただくことが期待されます。

大阪市では、各区の保健福祉センターと地域包括支援センターが中心となって虐待の状況に適切に対処し、必要な場合には保健福祉センターで福祉の措置などを行っています。高齢者虐待を発見、またはその疑いに気づかれた場合は、迷わず保健福祉センターや地域包括支援センターに相談・通報してください。

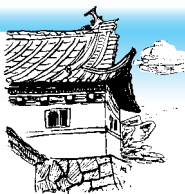
(健康福祉局高齢者施策部高齢福祉担当)

高齢者虐待・養護者(介護者等)支援に関する対応窓口

区名	保健福祉センター 地域保健福祉担当(保健福祉)		地域包括支援センター	
	平日	午前9時~午後5時30分	平日 土曜日	午前9時~午後7時 午前9時~午後5時
北	6 3 1 3	9 8 5 7	6 3 1 3	5 5 6 6
都島	6 8 8 2	9 8 5 7	6 9 2 9	9 5 0 0
福島	6 4 6 4	9 8 5 7	6 4 5 4	6 3 3 0
此花	6 4 6 6	9 8 5 7	6 4 6 2	1 2 2 5
中央	6 2 6 7	9 8 5 7	6 7 6 3	8 1 3 9
西港	6 5 3 2	9 8 5 7	6 5 3 9	8 0 7 5
浪速	6 5 7 6	9 8 5 7	6 5 7 5	1 2 1 2
大正	4 3 9 4	9 8 5 7	6 5 5 5	7 5 7 5
天王寺	6 7 7 4	9 8 5 7	6 7 7 4	3 3 8 6
浪速	6 6 4 7	9 8 5 7	6 6 3 6	6 0 2 7
西淀川	6 4 7 8	9 8 5 7	6 4 7 8	2 9 4 1
淀川	6 3 0 8	9 8 5 7	6 3 9 4	2 9 0 0
東淀川	4 8 0 9	9 8 5 7	6 3 7 0	7 1 9 0
東成	6 9 7 7	9 8 5 7	6 9 7 7	7 0 3 1
生野	6 7 1 5	9 8 5 7	6 7 1 2	3 1 0 1
旭	6 9 5 7	9 8 5 7	6 9 5 7	2 2 0 0
城東	6 9 3 0	9 8 5 7	6 9 3 6	1 1 3 3
鶴見	6 9 1 5	9 8 5 7	6 9 1 3	7 5 1 2
阿倍野	6 6 2 2	9 8 5 7	6 6 2 8	1 4 0 0
住之江	6 6 8 2	9 8 5 7	6 6 8 6	2 2 3 5
住吉	6 6 9 4	9 8 5 7	6 6 0 7	8 1 8 1
東住吉	4 3 9 9	9 8 5 7	6 6 2 2	0 0 5 5
平野	4 3 0 2	9 8 5 7	6 7 9 5	1 6 6 6
西成	6 6 5 9	9 8 5 7	6 6 5 6	0 0 8 0

その他、「高齢者相談8181」(TEL4392-8181)でも高齢者の様々な電話相談に応じています(24時間365日)。

このコーナーでは「うちのイチ押し」「親子でなにわ新発見」「人権啓発「ぱれっと」」の3つの読み物を順番に掲載しています。10月号は「うちのイチ押し」です。次回の人権啓発「ぱれっと」は12・1月合併号の掲載(予定)です。



おおさか歴史探訪

大阪の史蹟や歴史資料を毎月連続でご紹介します。

太閤(背割り)下水

中央区や西区には、江戸時代に造られた石組み下水道がビルとビルの狭間や道路の下に残っているところがあります。これらは町の開発に伴い町境の位置に計画的に造られた江戸時代の下水道網です。当時の記録には「水道」と書かれていますが、いつの頃からか「太閤(背割り)下水」と呼ばれるようになり、秀吉の町づくりと関連づけて語られるようになってきました。

今も現役で使われている太閤下水が、市立南大江小学校(中央区農人橋1丁目)の校庭西側に保存され、地上から見学できるようになっています。下水道の壁面は7段の花崗岩が積み、幅と深さが約2mもある立派なものです。溝底にはU字形にコンクリートが塗られていますが、これは、水の流れをよくするために、明治期に改良が加えられたものです。江戸から明治、現代にいたる大阪の下水道の姿がよくわかります。

近代的な下水道網の整備により、太閤下水は徐々に使われなくなってきましたが、現在でも約20kmが実際に使われ、その内の約7kmが平成17年度に大阪市の史蹟に指定されました。近世大阪の町づくりとともに造られ、改良されながら現在まで使用され続けてきた太閤下水は、大阪の都市の歴史をものごたる貴重な資料といえるでしょう。

(文・写真:教育委員会文化財保護担当)



中央部下水道改良事業の下水道道

